

第440回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和6年7月30日(火) 11時05分～11時35分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名

4 議 題

- (1) 令和6年度の山口県最低賃金の改正について
- (2) 目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた地方最低賃金審議会委員へのメッセージについて
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 中央最低賃金審議会の目安答申を踏まえた使用者側委員の基本的主張が述べられた。

① 県内経済の現状は、日銀下関支店の「山口県金融経済情勢」によると、7か月連続で「県内景気は緩やかに回復している。」とされ、また、山口財務事務所の本年4～6月期の「法人企業気景気予測調査結果」においても景況判断指数(B S I)は全産業で前回1～3月期に比べて10.4ポイント改善している。

しかし、中小企業・小規模事業者に関しては、B S Iは前回に比べて改善しているもののマイナス8.8ポイントであり、山口県中小企業団体中央会の今年6月期の景況調査では景況D Iはマイナス27.5ポイントと前月より7.5ポイント悪化している。

また、東京商工リサーチの調査では、物価高による仕入れコスト増や新型コロナ対策の無利子・無担保融資の返済本格化などにより、本年上期の負債額1千万円以上の倒産件数は、全国で10年ぶりの高水準とされ、県内でも上期は倒産40件、前年同期に比べ9件増加、これはコロナ禍の影響が強く出た2020年以降のいずれの年の上半期を上回る件数となっている。

原材料価格、エネルギー価格の高騰等を背景とした近年の物価上昇が、国民生活のみならず企業経営、特に中小・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えており、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等を取り巻く環境は依然

と厳しい状況にある。

- ② 今年度の審議にあたって、使用者側としては、本年3月の政労使会議での共同宣言にあるとおり、物価上昇と賃上げの好循環の実現に向けて、春闘での高水準の賃上げの流れを全従業員の8割以上が働く中小・小規模事業者の持続的な賃上げへ波及させていかなければならないと考えており、物価高、人手不足の中、今年度の最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解しているところである。

また、閣議決定した「骨太の方針2024」で最低賃金の全国加重平均1,500円の早期達成に向けて環境整備に取り組む旨を示したことやこの骨太の方針に配慮した調査審議を諮問において求められていることも承知している。

しかし、近年の審議では最賃法に定める3要素のうち、労働者の生計費など特定の要素のみを重視したり、本県の実情ではなく、目安額や政府方針あるいは他県の検討状況を過度に意識するようなことがあるのではないかと懸念している。

引上げ後の最低賃金を下回っている労働者の割合を示す影響率は、一昨年末まで16%前後と高止まりを続け、昨年度22.2%と全国平均21.6%をも上回る状況にある。厳しい経営環境に多くの中小企業等がある中、審議の結果により直接影響を受ける県内企業が確実に増加していることを強く認識すべきである。

- ③ 中央最低賃金審議会の目安額提示を受け、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたっては「5.0%、50円」を基準とすることが適当とされた。

小委員会報告の公益委員見解では、3要素に関する各種指標を総合的に勘案したと述べられているが「特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した」とし、重視する数値として生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目の平均上昇率5.4%を勘案して目安設定されている。

一方、昨年度は、「頻繁に購入する品目」ではなく「持家の帰属家賃を除く総合の数値」の平均上昇率4.3%を重視し、目安額を4.5%増とされた。今年度は、「頻繁に購入する品目」の5.4%増を重視して目安額を5.0%増としている。今年度の「持家の帰属家賃を除く総合」の平均上昇率は3.2%であり、これを重視した場合、目安額5.0%増はありえない。

これは政府方針に配慮して、昨年度の引上げ額を超えることを前提に、「頻繁に購入」する支出項目の消費者物価5.4%というデータを活用しつつ区切りのいい「5%、50円」としたのではないかと懸念している。これは根拠に乏しい数値

と考える。

加えて、賃金支払い能力に関しては、賃上げ原資確保が困難な企業が多くあることや小規模事業者は賃金支払い能力が相対的に低い可能性があること、さらには最低賃金がすべての企業に適用されることなどを考慮すれば引上げ水準には一定の限界がことなどの考えを示しているにもかかわらず、これらを目安決定にどう反映、考慮したのか全く明らかにされていない。

よって、目安額は3要素を総合的に勘案したものとは言い難い。

使用者側は、従来から主張してきた法が定める3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表、あるいは県内の中小企業の賃上げ状況を重視することについて、今年度も変わりはない。

その上で、労働者の生計費に深く関わる消費者物価指数の動向、企業の賃金支払い能力に影響を与える価格転嫁の状況、さらには今後の景況判断や賃上げに対する事業者の声など、本県の3要素を示す指標、データもしっかりと考慮しながら審議を尽くしていく考えである。

- (2) 中央最低賃金審議会の目安答申を踏まえた地方最低賃金審議会委員へのビデオメッセージの伝達を行った。